

令和8(2026)年度

事業計画書

自：令和8(2026)年 1月 1日

至：令和8(2026)年 12月 31日

公益財団法人 運動器の健康・日本協会

令和 8 (2026) 年度 事業計画書
(令和 8 (2026) 年 1 月 1 日～同 12 月 31 日)

1. 諸会議・会合

下記諸会議・会合は、現地出席を基本とするが、できるだけ多くの出席が得られるよう、オンラインでの出席が可能なハイブリッド形式で開催を準備する。

1) 評議員会

令和 8 (2026) 年 2 月 14 日 (土) 12 時 30 分	第 16 回定時評議員会<如水会館>
同 年 12 月 12 日 (土) 12 時 30 分	臨時評議員会<如水会館>

2) 理事会

令和 8 (2026) 年 1 月 22 日 (木) 14 時	第 1 回理事会<JOSS>
同 年 4 月 19 日 (日) 12 時	第 2 回理事会<明治記念館>
同 年 7 月 16 日 (木) 14 時 30 分	第 3 回理事会<如水会館>
同 年 8 月 7 日 (金) 14 時	第 4 回理事会<オンライン>
同 年 11 月 19 日 (木) 14 時	第 5 回理事会<如水会館>

3) 会員連絡協議会

令和 8 (2026) 年 4 月 19 日 (日) 13 時 30 分	<明治記念館>
--------------------------------------	---------

2. 公益事業 1

(1) 顕彰事業：運動器の健康・日本賞の顕彰（継続事業）

イ. 令和 8 (2026) 年度事業

前年度に続き、運動器の健康増進を目指す「運動器の健康」世界運動“動く喜び 動ける幸せ”の基本理念を広く一般社会に普及・啓発するため、各団体、機関、個人等が行う全国各地での独創的かつ優れた企画事業を顕彰する。

令和 8 (2026) 年 1 月 10 日 (土) 締め切りの公募とし、審査委員会を経て理事会で決定する。

最優秀の運動器の健康・日本賞には 100 万円、同・優秀賞に 25 万円、同・奨励賞に各 10 万円を贈る。このほか

「本賞の主旨にふさわしく、かつ特に社会的に際立った事業・活動について高く評価された事業」に理事長特別賞（20 万円）を贈る。

また、この顕彰事業を通じて運動器の健康増進を啓発・広報するため、表彰式を会員連絡協議会開催の 4 月 19 日 (日) に合わせて行い、表彰式後に各入賞者の事業内容を紹介するプレゼンテーションを実施する。

なお審査委員会は、1 月 20 日 (火) に開催、理事から選出された 6 名、特別賛助会員から推薦された 3 名のほか、昨年引き続き外部の有識者を委嘱、新聞・通信から共同通信社、放送から NHK のジャーナリストに参画してもらう。

ロ. 令和 9 (2027) 年度事業

これまで同様、令和 9 (2027) 年度事業として、「運動器の健康・日本賞」の公募を令和 8 (2026) 年 9 月 1 日 (月) から開始し、令和 9 (2027) 年 1 月初旬締め切り、同中旬に審査委員会を開催して、最優秀の運動器の健康・日本賞には 100 万円、同・優秀賞に 25 万円、同・奨励賞に各 10 万円を贈るほか、該当事業・活動があれば理事長特別賞（20 万円）を贈る。

なお、審査委員は、年度内第 3 回理事会（7 月 16 日開催）で前年度同様理事のほか外部有識者から適任者を選任する。表彰式は令和 9 (2027) 年 4 月中旬の

予定。

(2) 運動器の健康に関する広報活動（継続事業）

イ.WEBマガジン『Moving web』の発信

国民に運動器の健康の重要性を広く知ってもらい、生涯を通じて生活の質を高める（QOL）ことに寄与できるよう、運動器の健康をサポートするWEBマガジン『Moving web』で、随時、コンテンツを発信していく。コンテンツの主な内容は、以下のとおり。

- 1 著名人のインタビューを掲載して、「運動器と私」について体験談を語ってもらい、運動器の健康の重要性について理解してもらう。
- 2 運動器疾患で、とくに関心の高いテーマを設定し、「疾患ナビ」という連載の形で整形外科医および理学療法士に分かりやすく解説してもらう。
- 3 運動器の健康に役立つ「運動、栄養、休養」について、さまざまな専門家に紹介してもらう。

なお、『Moving web』のアクセス状況を毎月調査し、1ヶ月のPV数（2025年度平均10万PV）でした。目標にしている1ヶ月平均10万PVを維持するよう、これを目指す。そのために、よく読まれている記事の分析し、より読者の運動器の健康に役立つページを作成する。

ロ. 協会ホームページの充実

当協会の概要および最新の事業情報等を協会ホームページで紹介する。主な内容は、以下のとおり。

- 1 運動器の健康・日本協会の概要
- 2 運動器の健康・日本協会の事業情報
- 3 「運動器の健康・日本賞」の受賞事業の紹介
- 4 刊行物の案内

ハ. 認定スクールトレーナー（ScT）専用ホームページ

「認定スクールトレーナー制度」の認定者を対象とした専用ホームページを継続。

- 1 ScTへのお知らせや活動事例報告
- 2 ScTの行動規範やその他、規程等
- 3 ScT資格単位の申請フォーム、活動報告申請フォーム

ヘ. その他の広報活動

① 運動器の健康・日本協会活動紹介パンフレット(四つ折り)の配布

本協会の現在の状況に応じた内容を編集。運動器の解説や当協会の活動内容、参加団体などを表記し、様々なイベントや市民公開講座で無償配布、一般市民への啓発とともに本協会活動の周知を図る。

② ロゴマークとバッジの頒布

B J D国際本部が定めたロゴマークを使用する。
年度内、各会員団体、個人に配布、「運動器の健康」世界運動の啓発活動の推進を図る。

(3) 運動器の健康推進事業（継続事業）

1) 子どもの運動器健康推進事業

① 学校保健事業

イ 事業の目的

児童生徒等の運動器疾患・障害の早期発見と適切な医学的対応及び運動・生活指導の向上のため、学校における健康診断の体制の一層の整備と事後措置、保健指導、予防教育の充実を図るとともに、児童生徒・学校保健関係者・保護者・社会全体への子どもの運動器の健康に関わる教育・啓発の充実を図る。

ロ 目標

- i 学校健診における運動器検診の実態と結果及び事後措置、保健指導、予防教育の充実を追跡・分析しつつ、その課題を抽出し、具体的な改善策を検討する。
- ii 児童生徒等の過度な運動・スポーツ（ダンスなどの身体表現を含む）に伴う運動器疾患・障害及び運動器機能不全の現状と発生要因及び予防対策を検討し、それらの予防につなげる教育・啓発活動に結び付ける。
- iii 児童生徒・学校保健関係者・保護者・社会全体への運動器の健康に関わる教育・啓発活動を推進し、子どもの運動器、運動器疾患・障害、子どもの運動・スポーツのあり方に関わる正しい知識を普及する。
- iv 「認定スクールトレーナー制度」の円滑な運営を目指し、併せて各地のモデル事業を支援し、児童生徒等の運動器の健康推進を図る。

ハ 令和8年度事業推進計画の主な内容

- i 運動器関連研修会等の開催
- ii 児童生徒等の運動器疾患・障害の予防に関する教育資材の制作
- iii ホームページ等を活用して学校保健に関するコンテンツを企画・出稿する
- iv 学校保健委員会の開催：3回（原則としてWeb会議）

② 成長期のスポーツ外傷予防啓発事業（継続事業）

イ 事業の目的

成長期にスポーツを行うことにより発生するスポーツ外傷・障害の周知を図ると共にその予防方法を啓発する。

ロ 目標とする内容

日本整形外科学会スポーツ委員会、全日本野球協会の協力を得て実施した、中学・少年野球の貴重なデータをもとに、中学・少年野球各団体に対し、障害予防の具体的取り組みを提言した内容の周知を図る
学童期のスポーツの外傷予防啓発に関係団体との連携を図る。

ハ 令和8年度事業推進計画の主な内容

- i 成長期のスポーツ外傷・障害の予防についての知識を指導者、保護者に啓発するため、指導者講習会講師派遣について、一定の条件の下で派遣する。
- ii 障害を予防するための改善策を指針としてまとめる。
- iii 昨年に続き、肩、ひじ検診の基本マニュアルに従って各地でモデル検診

を実施し、障害の有無と2次検診後の推移を調査する。

- iv 野球以外の学童期のスポーツ障害予防の取り組みのモデル事業を支援する。
- v スポーツ障害予防に有益なオンライン・シンポジウムを企画し、啓発活動を推進する。
- vi スポーツ外傷・障害に携わる理学療法士の養成のための理学療法士講師養成講習会は、全都道府県に講師配置ができたのでいったん新たな募集は中止する。
- vii 講師修了者との情報交換会をオンラインで開催、本委員会の活動方針を伝達するとともに、各地の動向を把握し、スポーツ障害予防活動に反映させる。
- viii すべての学童向けスポーツに共通するコンディショニングに関する共通教材を作成し、各地の理学療法士講師修了者が、指導を担えるようにする。
また、制作した教材は、日本中学校体育連盟並びに全国高校体育連盟の協力を得て加盟校のスポーツ障害予防に役立ててもらおう。
- ix 委員会の開催（オンラインにより2回）

2) 運動器外傷の救急医療に関する事業（継続事業）

イ 事業の目的

わが国における運動器外傷に対する救急医療の質向上と運動器外傷診療体制の整備に資する活動を行う。

ロ 目標とする内容

大腿骨頸部骨折を含む脆弱性骨折の重症患者の予後改善のための活動
外傷センターに関する啓発活動
大規模地震発生時における整形外科医の医療活動の啓発

ハ 令和8年度事業推進計画の主な内容

i 運動器外傷に関する動画コンテンツ配信事業

前年度と同様、多職種にわたる聴講者を対象とした、運動器外傷に関する動画コンテンツ配信を検討する。

ii 外傷センター体制構築に関わる日本外傷学会の提言への対応

2021年5月、日本外傷学会より「地域における包括的診療体制についての提言」が発出された。この提言に関わる諸学会（日整会、整形外傷学会、救急医学会、外傷学会など）の動向をみながら、当委員会としての対応策を検討する。

iii 第100回日本整形外科学会シンポジウムへの応募

2027年開催予定の第100回日整会学術総会のシンポジウム、パネルディスカッションに委員会として応募する。

iv 運動器外傷の救急医療に関する委員会の開催（2回）

第1回は2026年2月に開催予定。第2回は未定。脆弱性骨折予防委員会との合同委員会も開催を予定。

3) 脆弱性骨折予防事業

イ 事業の目的

骨粗鬆症検診の普及を推進する。

- ロ 目標とする内容
骨粗鬆症予防と初発骨折予防のための啓発活動を行う。
- ハ 事業推進計画の主な内容
 - i 医療関係者向け動画配信(案)
「骨粗鬆症診療ガイドライン 2025 のポイント」
「ガイドラインにしたがった薬物治療」
 - ii 一般市民向け動画作成(案)
「新しい骨粗鬆症検診の紹介」
 - iii 刊行物『二次性骨折予防手帖』の改訂版作成と普及活動

4) 運動器疼痛対策事業

- イ 事業の目的
運動器疼痛がもたらす QOL の低下や社会的損失の現状について情報発信し、啓発活動をとおして運動器疼痛対策の重要性について広く一般に周知する。また、運動器疼痛対策に関するエビデンスを、一般市民と医療者それぞれが必要とする有用な情報として整理・発信し、運動器の健康づくりに寄与することを目的とする。
- ロ 目標とする内容
 - i 運動器疼痛対策の重要性に対する一般理解の促進
 - ii 運動器疼痛対策に関するエビデンスの収集と情報発信
- ハ 事業計画の主な内容
 - i 運動器の健康・日本協会のホームページコラム掲載、年間3～4テーマ執筆予定
「慢性疼痛に対する運動の効果」、「腸内細菌と慢性疼痛」に関するコラム執筆予定
 - ii 腰痛対策手帳の作成準備 日本脊椎脊髄病学会との共同発刊予定
 - iii 「運動器の痛みの原因と対処法」をテーマとした Web 動画コンテンツ作成
 - iv 委員会 年2回 (Web 会議)

(4) 国際事業：「運動器の健康」世界運動との連携（継続事業）

B J D 国際本部とも連携し、年度内「運動器の健康」世界運動の普及・啓発を図る活動を継続して行う。

3. 公益事業 2

(1) 認定スクールトレーナー事業

イ. 目的

運動器医療の高度な学術的知識と臨床技法を有する専門家としての理学療法士が、学校医等医師との緊密な連携の下に、学校保健の現場に参画・支援・協力することにより、児童生徒等の運動器の健康増進と健全な成長・発達に寄与することを目的とする。

ロ. 目標

- 1) 児童生徒等の運動器疾患・障害が学校教育の今日的な課題になっていることに鑑み、その解決に資するために「認定スクールトレーナー制度」設け、理学療法

士が、医師（学校医・運動器の専門医等）と協力して、「チーム学校」や「コミュニティ・スクール（学校の地域活動）」の一員として、学校の求めに応じて、児童生徒等の運動器の健康増進と運動器疾患・障害の予防に関する教育・啓発や保健指導の支援・協力を行い、もって児童生徒等の心身の健全な成長・発達に寄与する。

- 2) 制度委員会などの専門委員会で、「認定スクールトレーナー制度」の企画・調整を行い、理学療法士に対する必要な教育・指導内容の整備・充実を行う。
- 3) 「認定スクールトレーナー」の派遣は、地方自治体（都道府県・市町村・特別区）教育委員会と連携を図り、当該学校の地域内の大学（医学部・医科大学）・基幹病院や他の病院・診療所とも連携し、運動器の専門医等や「認定スクールトレーナー」を派遣する。
- 4) 本事業は、現代の子どもの身体の二極化（運動過多、体力・運動能力の低下）を改善するための社会的喫緊の課題に資するという公益目的を基本とし、営利を目的としない。

ハ. 令和8年度事業推進計画の主な内容

- 1) 認定スクールトレーナー事業推進のため次の委員会を設置する。

1	制度委員会	年度内4回
2	カリキュラム委員会	年度内3回
3	資格委員会	年度内4回
4	試験委員会	年度内3回
5	監理委員会	年度内3回
- 2) 認定スクールトレーナー事業が適正に行われているか審議する監理委員会を設置する。監理委員は理事会の選任により評議員から3名を選任する。
- 3) 認定スクールトレーナー養成講習会の開催
 - i. 対面式講習会(10単位)

実施期日 令和8（2026）年8月1日（土）、2日（日）の2日間開催予定
会場 芝浦工業大学豊洲学舎(予定)
受講者 150名を定員とする。（47都道府県理学療法士会より推薦された各2名、9ブロックから各1名、および個別に申し込みした47都道府県から各1名）
受講料 5万円（ただし受講者には「理学療法士のための認定スクールトレーナーテキスト」を配布する）
 - ii. eラーニング(30単位)

5月10日(日)から7月15日(水)の間、eラーニングによる基礎研修（30科目）を行う。
 - iii. 講師の選任

講師は学校保健及び学校教育に精通された候補者から制度委員会が推薦し、理事会が選任する。ただし、第1期養成講習会担当講師を再任し、支障あるときは代替講師を制度委員会が推薦し、理事会の承認を得る。
 - iv. 養成講習会の告知と募集

養成講習会は、理事会で承認を得たのち令和8(2026)年3月上旬に募集要項をホームページで、告知する。受講者の応募申し込みは、3月中旬に設定する。

4) 資格認定試験の実施

養成講習会講座を修了した者に対し、試験委員会が作成した資格認定試験を養成講習会終了後に実施する。結果は、資格委員会が審査し、合否判定は理事会が行う。

合格者には、認定スクールトレーナーの認定証を付与し、認定日から5年間を有効とする。

5) 教育資料の制作

- i. 各講座を担当する講師が作成した講義資料を冊子に編集し、養成講習会受講者に配布する。
- ii. 動画『良い姿勢と歩行の仕方』『各部位のストレッチ—正しい方法と間違ったやり方』を指導先の学校に配布するほか、ホームページでも公開する。
- iii. 各地で実施されたモデル事業となる活動内容を事例集として作成し、実施計画の資料として関係者に配布する。

6) 研修会の開催

資格を認定された「認定スクールトレーナー」第2期生150名と第3期生151名を対象に、令和8(2026)年11月に主会場(未定)とオンラインのハイブリッドで研修会を開催し、講師による研修と各地の活動状況について情報共有を図る。なお、第2期生の参加は3単位付与と参加は有料(3千円)とする。

7) 更新申請資格

「認定スクールトレーナー」の資格は、資格取得後5年ごとに行われる認定スクールトレーナー資格の更新に関する審査により適格と判定された場合に更新される。資格更新を申請する者は、資格委員会が定めた次の各項に定めた資格条件を具備していなければならない。

- i. 理学療法士であること
- ii. 次に示す各種教育研修、活動実践等により、所定の単位(25単位)を取得していること
 - ① 教育研修講演の受講：活動実践等により、所定の単位を取得していること
 - ② 学校保健活動の実践：自己申告(当該学校長の証明書を添付)
 - ③ 学校保健に関する学術研究活動の実践：自己申告(同上)
 - ④ その他、本協会が認める諸活動
- iii. 更新申請者は、5年ごとの更新時に本協会が別に定めた更新料を納付するものとする。

以上